

学校いじめ防止基本方針(改訂版)

豊中市立原田小学校

平成30年(2018年)3月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな人間性と実践力をもった子どもの育成」を教育目標としており、その実現に向けて、求める子どもの像としての徳育部分では「助け合い認め合い、仲良くする子ども」を掲げている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- スマホやライン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 写真や動画の送信で、性的な写真等が広く出回ってしまう

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「いじめ対策会議」

(2) 構成員

校長、教頭、生活指導担当者、各学年代表、支援学級担任、養護教諭、
※教育相談員、スクールカウンセラー等（状況に応じて依頼）

(3) 役割（学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むための中核的役割）

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の点検、見直し（PDCAサイクルの実行）

4 年間計画（別添1）

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策会議は年11回開催し、気になる子どもの実態把握、個々のいじめ事案への対応や取組みの進捗状況の確認、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

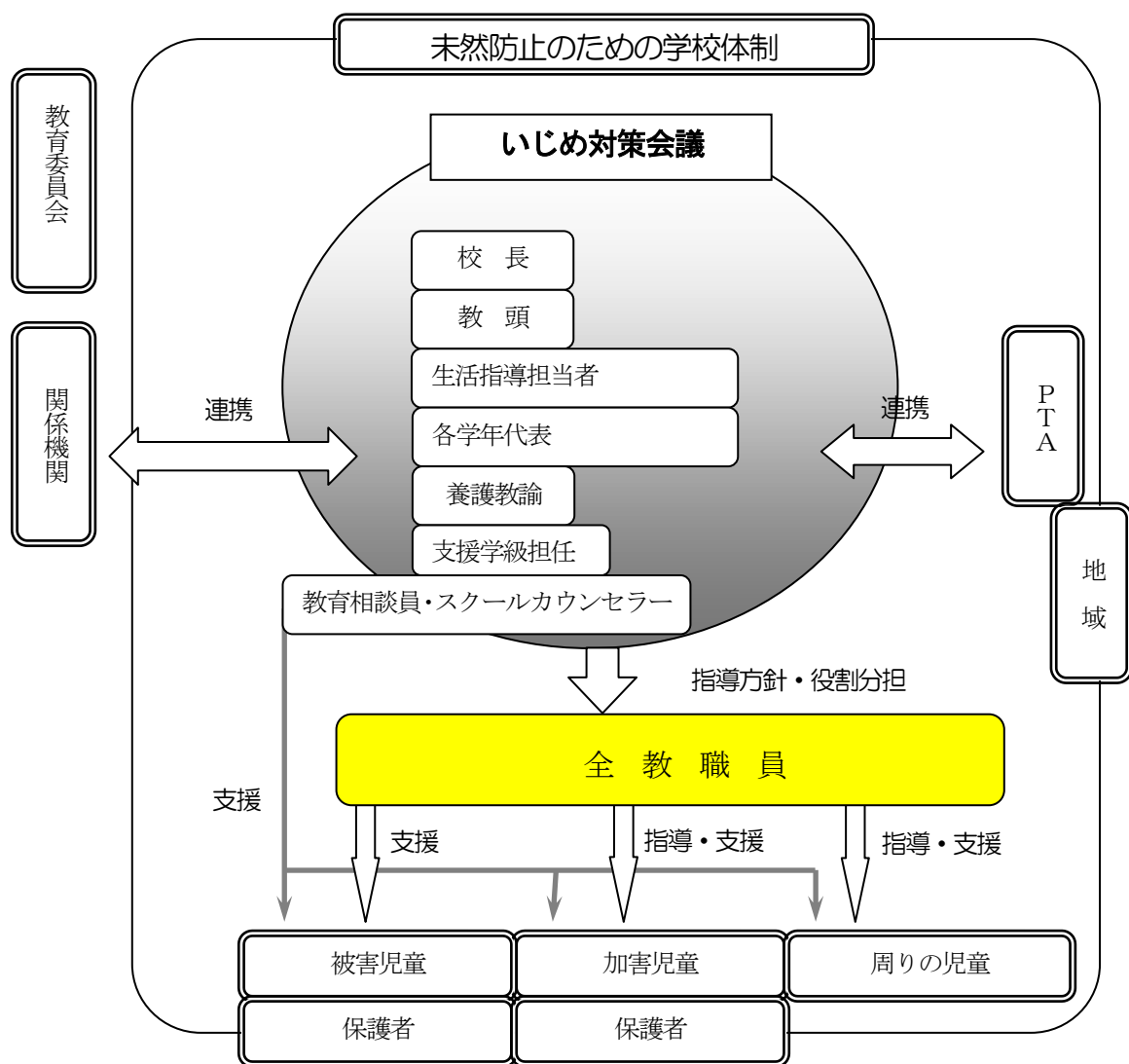
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの学級でも起こりうる」との認識をすべての教職員が常に持つことが必要である。またいじめに関するわずかな兆候や児童からの訴えがあった時は、担任一人で抱え込まないで、早く発見し、対応できる組織・体制が必要と考える。そして必要に応じて、外部の専門家や組織を活用することも大切である。全校児童が安心・安全に学校生活を送れる学校づくりを推進していくことを、学校経営の根幹に据えていくことが重要と考える。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して常に学級や集団の中で子どもの様子をしっかり見るためのアンテナを張り巡らせ、ささいな兆候をも見逃さない姿勢が必要である。また児童に対しては、常に相手の立場に立って、軽いふざけでも心を傷つけることはいじめであるという認識を育てることが大切である。また自分はいじめでなくても傍観者であること自体、もうすでにいじめであることを徹底していく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、道徳教育を学校教育活動の全体に据え、道徳的判断力や実践意欲を育てていきたい。また本校の研究課題であるコミュニケーション能力の育成にも努め、おたがいの気持ちが通じ合う子どもを育てていきたい。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何げない言動が子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解する必要がある。また逆に教師の温かい言葉がけが「認められた」と自己肯定感につながり、児童をプラス面で大きく成長させることもあろう。分かりやすい授業づくりを進めるためには、教職員間で研究授業や研修を積み重ね、児童にわかる喜びと、学ぶ大切さを体得させる授業を行うことが大切である。児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるようにし、集団の一員としての自覚や自信をはぐくんでいく。またストレスに適切に対処できる力を育むためには、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係の構築が大切である。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、児童への声かけがその子の自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見が言い合える職場の雰囲気が大切となる。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や学校行事において、児童を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、児童一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないことが大切となろう。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳や人権に関する授業において、具体的な事例を紹介し、自分がその場において、どのように考え行動するか、またいじめに発展しないためにはどう対応すべきか等を考える力を育てていくことが重要である。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、20分休みや昼休憩、放課後の時間にできるだけ児童との触れ合いに心掛け、児童の様子に目を配るようにしていく。多忙な中であるが、児童と共に過ごし機会を教職員自らが作り出していくことが大切であろう。

そのためには、できるだけ会議等は精選していくことが大切である。また担任と専科教員等、教職員間で互いに気になることは、どんな些細なことでも情報交換し、児童理解の情報を共有することが求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、アンケートを状況に応じて実施（原則年3回）する。

定期的な教育相談としては個人懇談を利用する。また教育センターから月一度派遣してもらっている教育相談員、そして第一・第五中学校のスクールカウンセラーなどが挙げられる。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループの人間関係がどうであるかを気をつけて観察していく。また遊びやふざけのように見えるものも、気になる行為があった等の情報を教職員間で共有することも大切である。

- (2) 保護者と連携して児童を見守るためには、日頃から児童の良いところや気になるところ、学校の様子等を連絡帳や電話で、きめ細かに連絡し合うことが大切である。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃から連絡を密にして良好な人間関係を築いておくことが大切である。また些細な情報でもきちんと対応して、担任一人が抱え込まず学年や管理職、または委員会で共有して対応することが必要である。
- (4) 学級懇談会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接校長・教頭や保健の先生に相談してください。」と機会をとらえて繰り返し、保護者に伝えることで、相談体制を広く周知する。
また定期的なアンケートにより、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法や豊中市の条例に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別添2)を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い

段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年や生活指導担当、管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（子ども支援委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、子ども支援委員会が中心となって対応する。状況に応じて、教育相談員やスクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて教育相談員やスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

運動会や宿泊行事、校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、子ども支援委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

7 いじめの「解消」について

- (1) いじめに係る行為が止んで、3か月を経過しているかモニタリングを通して検証する。

(2)被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人、周りの児童、保護者等に確認する。

(別添1)

原田小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 人権学習（集団づくり）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 人権学習（集団づくり）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 人権学習（集団づくり）	第1回いじめ対策会議 年間計画の確認、問題行動 調査結果を共有
5月	地域訪問 学校生活アンケート 実施・回収 校外学習 地区児童会 土曜参観・PTA総会	地域訪問 学校生活アンケート 実施・回収 校外学習 地区児童会 土曜参観・PTA総会	地域訪問 学校生活アンケート 実施・回収 修学旅行・林間学舎 地区児童会 土曜参観・PTA総会 教育相談	第2回いじめ対策会議 把握された児童状況の集 約 学校生活アンケートの集 約及び分析 「学校いじめ防止基本方 針」等の趣旨説明
6月	教育相談 幼保小連絡協議会 個人懇談（家庭での様子の 把握と学校生活の情報共有	教育相談 個人懇談（家庭での様子の 把握と学校生活の情報共有	個人懇談（家庭での様子の 把握と学校生活の情報共有	第3回いじめ対策会議
7月	地区児童会 学級会（1学期の振り返り）	地区児童会 学級会（1学期の振り返り）	地区児童会 学級会（1学期の振り返り）	第4回いじめ対策会議 1学期の総括と進捗状況 確認 1学期いじめ状況調査 （市教委）
8月	校内夏季研修（職員） ・いじめ、虐待等に関す る内容を実施	校内夏季研修（職員） ・いじめ、虐待等に関す る内容を実施	校内夏季研修（職員） ・いじめ、虐待等に関す る内容を実施	

9月	学級会（行事への取組みと 集団づくり）	学級会（行事への取組みと 集団づくり）	学級会（行事への取組みと 集団づくり）	第5回いじめ対策会議
10月	運動会 学校生活アンケート 実施・回収	運動会 学校生活アンケート 実施・回収	運動会 学校生活アンケート 実施・回収	第6回いじめ対策会議 学校生活アンケートの集約 及び分析
11月	人権参観・懇談 人権講演会 子どもカーニバル （ふれあいネット）	人権参観・懇談 人権講演会 子どもカーニバル （ふれあいネット）	人権参観・懇談 人権講演会 子どもカーニバル （ふれあいネット）	第7回いじめ対策会議 非行防止教室開催
12月	個人懇談（家庭の様子把握 と学校生活の情報共有） 学級会（2学期の振り返り）	個人懇談（家庭の様子把握 と学校生活の情報共有） 学級会（2学期の振り返り）	個人懇談（家庭の様子把握 と学校生活の情報共有） 6年生小中交流会 （異年齢との交流） 学級会（2学期の振り返り）	2学期いじめ状況調査 （市教委） 第8回いじめ対策会議 2学期の総括
1月	1年幼小保連絡協議会			第9回いじめ対策会議
2月	マラソン大会 学校生活アンケート 実施・回収	マラソン大会 学校生活アンケート 実施・回収	マラソン大会 学校生活アンケート 実施・回収	第10回いじめ対策会議 学校生活アンケートの集約 及び分析
3月	学級会（1年間の振り返り） 修了式	学級会（1年間の振り返り） 修了式	学級会（6年間の振り返り） 卒業式	第11回いじめ対策会議 年間の取組みの検証 3学期いじめ状況調査 （市教委）